

発行

公益社団法人

北海道海難防止・水難救済センター

TEL 011-221-1831

海難防止標語

「港で迎える 母ちゃんの あの笑顔が日本一」

海難事故死ゼロ

令和4年7月1日現在 13,880日達成中

海難事故死ゼロ事業は、当センター発足10周年記念事業として開始し、死亡行方不明事故の発生していない漁協（支所）に対し、1,000日毎に表彰を行っております。現在、事業開始より死亡行方不明のない漁協（支所）は、下記の3漁協支所となります。次いで12,000日を超える記録等の漁協（支所）が数多くあり、長年に渡り海難事故防止に尽力されております。

「函館市漁業協同組合 根崎支所」

「えさん漁業協同組合 古武井地区」

「鶴川漁業協同組合 浜厚真支所」

海難事故死〇達成

運動開始日 昭和59年7月1日

今日で

3 組合 13880 日達成中

1,000日達成	115	11,000日達成	5
2,000日達成	112	12,000日達成	4
3,000日達成	105	13,000日達成	4
4,000日達成	89	14,000日達成	
5,000日達成	71	15,000日達成	
6,000日達成	48	16,000日達成	
7,000日達成	40	17,000日達成	
8,000日達成	26	18,000日達成	
9,000日達成	21	19,000日達成	
10,000日達成	10	20,000日達成	

ライフジャケットの着用義務拡大

小型船舶に乗船する場合には、ライフジャケットを着用する義務があります！

違反者は最大6か月の免許停止になります！

乗船者にライフジャケットを着用させなかった船長（小型船舶操縦者）には、遵守事項違反（船舶職員及び小型船舶操縦者法）として違反点数2点が付され、再教育講習を受講しなければなりません。

（注）違反点数が累積して行政処分基準に達すると、最大で6か月の免許停止になります。なお、再教育講習を受講した方については累積点数から2点が減じられます。

行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

詳細は、[国土交通省ホームページ](#)でご確認ください。

海難防止標語

「ライフジャケットを 着ている俺に 惚れるなよ!？」

海難防止強調運動実施中

スローガン 「ライフジャケットの着用は今や常識！」

令和3年の北海道周辺海域における国内漁船の死亡・行方不明者は15名で令和2年より3名増加しており、この15名の内7名が病気によるものでした。ここ数年漁船乗組員の作業中の病気による死亡者が増加していることから、定期健康診断の受診など日頃から健康管理に心がけましょう。

また、ライフジャケットにつきましては未着用者がいた場合、船長に対し違反点数が付与されますが、法的にではなく、自分のため、家族と仲間のためにも、正しい着用で常時着用を徹底して頂きたいと思えます。

本年度も当センターでは、一人でも一隻でも多く海難事故を防ぐため「漁船海難防止強調運動」を実施致しております。



安心とは安全があるからです



安心して働ける環境、それは安全があるからです。

特に海上での緊急時は、救助までの時間を陸上より多く要するため、普段からの安全対策と万が一への備えが必要です。

帰りを待つ家族に安心してもらうこと、それは自分自身の安全確保です。

一步踏み込んだ海難防止

誰もが一度でも危険な目に合うとそれ以後気をつけます。

滑って転んだ場合、気をつけるのも勿論いいのですが、この場合滑らない対策として、凹凸のあるゴムマットなどを敷くのが『一步踏み込んだ』対策の一つと考えます。

また、特に漁船は狭い為よく物にぶつかり怪我をするケースが多く、そういった場所に「目立つ塗装」をしてみると目につきやすい為ぶつかりにくくなると考えます。

自分達が今までに体験したことや、危険だと思えることに対して考えてみてください。

自分たちに合った対策方法など、少しの工夫で色々な安全対策ができるはずです。

海難防止標語

「ライフジャケットを 着ているあなたに 惚れ直す♡」